様式第１号（第１１条関係）

共同企業体入札参加資格審査申請書

令和　　年　　月　　日

（宛先）伊勢崎市長

　　　　　　　　　　　共同企業体の名称

共同企業体の代表者の住所名称

及び代表者　　職　氏名　　　　　　　　　㊞

共同企業体構成員の住所名称

及び代表者　　職　氏名　　　　　　　　　㊞

今般連帯責任によって、請負工事の共同施工を行うため　　　を代表とする

　　　特定建設工事共同企業体を結成したので、貴市施工の請負工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

　なお、この参加申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 構成員別氏名又は名称 | 許可番号 | 許可年月日 | 営業の種目 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 希望する工事種別 |  | | |
| 希望する工事箇所 |  | | |

様式第２号（第１１条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

⑴　伊勢崎市発注に係る　　　　　　　　建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負

　⑵　前号に附帯する事業

　（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　市　　　町　　　　　番地に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、建設工事の請負契約の工事完成引渡後６箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　　　　　県　　　市　　　町　　　　番地

　　　　　　　　　　　（業者名）

　　　　　　　　　県　　　市　　　町　　　　番地

　　　　　　　　　　　（業者名）

　（代表者の名称）

第６条　当企業体は、（業者名）を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金、中間前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　（業者名）　　　　　　％

　　　　　　　（業者名）　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、（金融機関名）とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第１２条　当企業体は、建設工事竣工の都度当該建設工事について決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　（建設工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち建設工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退する構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

　（構成員の除名）

第１７条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

　（建設工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１８条　構成員のうちいずれかが建設工事途中において破産し、又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

　（代表者の変更）

第１９条　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

　（解散後の契約不適合責任）

第２０条　当企業体が解散した後においても、当該建設工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第２１条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　（業者名）ほか　　社は、上記のとおり　　　　　　特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

（業者名）

（代表者職氏名）　　　　　　　　㊞

　　　（業者名）

（代表者職氏名）　　　　　　　　㊞

様式第３号（第１１条関係）

特定建設工事共同企業体誓約書

　　　　　　　　特定建設工事共同企業体の全構成員は、次の要件を全て有していることを誓約します。

１　当該建設工事に対応する許可業種につき許可後３年を超える営業年数を有すること。

２　当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

　　令和　　年　　月　　日

（宛先）伊勢崎市長

特定建設工事共同企業体

構成員　　　　　　　㊞

構成員　　　　　　　㊞

様式第４号（第１１条関係）

委任状

私は、　　　　　　　　　建設特定建設工事共同企業体代表者　　　　　を代理人と定め、次の権限を委任します。

　　　　　　　　　工事の見積、入札書の提出並びに落札及びこれに附帯する諸手続に関する一切の件

　　令和　　年　　月　　日

委任者　　　　　　　　㊞

委任者　　　　　　　　㊞

　上記の委任の件、承諾いたしました。

受任者

特定建設工事共同企業体代表者

（業者名）

（代表者職氏名）　　　　　　　　㊞

（宛先）伊勢崎市長